

# 平成29年度 重大事態への対応マニュアル（日和佐中学校）

平成30年 3月 1日

## ★いじめ事案発生★

### (1) 組織員の構成

#### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（管理職，生徒指導担当教員，教育相談担当教員，養護教諭，学級担任，教科担任，部活動指導に関わる教職員，学校医）

#### ②外部人材を加えた組織

調査組織の構成：（児童相談所，警察，弁護士，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー）

### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

## I 重大事態の発生（疑いを含む）

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定する。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間30日を目安とする。
- 一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査に着手することが必要である。

## II 美波町教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

(1) 重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。），速やかに美波町教育委員会を通じて，美波町長等まで重大事態が発生した旨を報告する。

(2) 重大事態の発生報告を受けた美波町教育委員会は，職員を学校に派遣するなどして，適切な報道対応等が行われるよう，校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

## III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・ 公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・ 被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・ ②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
  - ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
  - ③調査を行うための第三者組織（弁護士，精神科医，学識経験者，心理・福祉の専門家等）

## IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・ 調査前に被害児童生徒，保護者に①から⑥を説明をする。
- ・ 被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・ 加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

### ① 調査の目的・目標

重大事態の調査は，民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく，町教育委員会及び学校が事実に向き合うことで，事案の全容解明，当該事態への対処や，同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

### ② 調査主体

被害児童生徒・保護者に対して，調査組織の構成について説明すること。調査組織の

人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、町教育委員会及び学校は調整を行う

### ③ 調査時期・期間

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること

### ④ 調査項目

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、美波町長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

### ⑤ 調査方法

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

### ⑥ 調査結果の提供

○ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。

○ 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。

○ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。

アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明すること。

○ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、美波町教育委員会等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。

○ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

## V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。

### ① 文書情報の整理

○ 調査により把握した情報の記録は、美波町の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項

の調査において美波町教育委員会及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。

なお、原則として美波町の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、美波町等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。

- これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

## ②アンケート調査の実施

- アンケート調査結果の取扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるのか）について、調査組織において必ず、調査実施より前に具体的な方針を立て、調査組織の意向を遺族に説明し、理解を求めること。
- アンケート様式は平常時から備えておき、実施前に遺族に内容を説明し、理解を求めること。
- 特に、アンケート調査結果は、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査の目的や方法、調査結果の取扱いなどを調査対象となる子供やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 保護者への協力依頼の手法は様々だが、例えば、保護者会で説明した上で承諾書によって協力を得られるかどうかを確認し、アンケート用紙を子供に持ち帰らせ、家庭で記入し提出する形とするなどが考えられる。的確な手続と早急な実施が可能となるような工夫が必要である。
- 自殺という重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわさや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来、無記名式でなく記名式とすることが望ましい。無記名式の場合、こうした記述等がその後の聴き取り調査で確認できなくなるなど、調査実施上の困難もある。

## ③聞き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する。

- 子供への聴き取りを行う主体としては、調査組織の構成員が担う場合や、調査組織の指示の下、学校の教職員や町教育委員会が行う場合などがありうる。
- 聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい。
- 体罰や不適切な指導などが調査対象となるケースなどでは、教職員以外の特定の第三者による中立的な調査も必要となる。
- 子供は一般的に、体験を言葉で表現することが難しい、自分から積極的に話したがない、被暗示性が高いなどの特性があるといわれており、このことを念頭におき、聴き取り調査に際しては、子供に自由に話させる、発言を解釈したり評価したりしない、オープンな質問をするなどに留意すること。また、質問者は、子供の発達段階に応じたふさわしい人材、例えば、中学生に対しては中学教員出身の指導主事が行うなど工夫する。

また、同じ者が同じスタンスで聴き取ることが望ましい。

- 対象者が多い場合や、調査日数などに制約がある場合は、聴き取りに携わる人数を増やす必要が生ずるため、あらかじめ質問者同士で、子供の自殺予防に精通した専門家の助言も得ながら、質問内容についての打合せをするなど、共通スタンスを保つための対策が必要である。
- アンケートで記載のあった情報をもとに、子供に対して事実関係の確認をする場合、あくまでも学校教育の中で行われる聴き取り調査であることに十分配慮する。情報を得ることだけが目的になると、子供が心を閉ざしたり、二次的な被害を与えてしまっ

たりすることにもなりかねない。また、子供が自らを責めたり他人を責めたりすることもありえるので、心理的影響によく注意する。

- 聴き取り調査には、その事実関係の整理も含め膨大な時間と人員が必要であり、体制整備と調査期間の見積りにも注意が必要である。
- 遺族に調査への協力を求めるに際しては、信頼関係の醸成と配慮が必要。以下を常に心がける。
  - ア 遺族の協力が詳細調査の実施に不可欠であり、基本調査で得られた情報の説明を丁寧に行う。
  - イ 遺族の心情を理解し、遺族、調査組織、学校や設置者をつなぐ役割を担うキーパーソンを確保する。

#### ④情報の整理

- 例えば、様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「亡くなる前の伝聞情報」「亡くなった後の伝聞情報」に区分するなどして整理しておく。下の（参考資料）を参照すること。
- 整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく。
- ただし、事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておくことが必要であり、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとってはならない。下の（参考資料）を参考すること。

#### （参考資料）情報の整理イメージ（例）

	学校生活に関すること	個人に関すること (個人の特性や病気など)	家庭に関すること
直接見聞きした情報	○月○日 ・ A君が○○の授業中 B君に「・・・」という言葉かけたとき、B君は「・・・」と言った	○月○日 ・ A君は帰り道、D君に対して、「昨日、・・・」と言っていた	
亡くなる前の伝聞情報	・ A君が○○で○○されていた		
亡くなった後の伝聞情報			

#### 【時系列まとめ】

<事実確認ができたこと>

平成○年○月○日

- ・ A君が○○の授業中、B君に「・・・」という言葉かけたとき、B君は「・・・」と言った
- ・ A君は帰り道、D君に対して、「昨日、・・・」と言っていた

平成○年○月○日

・「・・・・・・・・」

<事実確認ができなかったこと>

- ・ A君が○○で○○されていた

・「・・・・・・・・」

## VI 調査結果を美波町教育委員会に報告する

重大事態の調査結果を示された美波町教育委員会及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、美波町長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。
  - 自殺に至る過程や心理の検証で、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになると思われるが、それぞれの要因ごとに、子供の自殺を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに、子供を直接対象とする自殺予防教育の実施を含め、当該地域・学校における子供の自殺の再発防止・自殺予防のために何が必要かという視点から、今後の改善策を、可能な範囲でまとめる。
- ・報告書の取りまとめをする。
  - 報告書の内容（目次）の一例を示すが、個々の事案の特性に合わせて組み立てることが必要である。
    - ・はじめに
    - ・要約
    - ・調査組織と調査の経過
    - ・分析評価 調査により明らかになった  
事実自殺に至る過程  
再発防止・自殺予防の課題  
○○○（特定のテーマ）
  - ・まとめ
  - ・おわりに
- 分からないことについては、その旨を率直に記載すべきである。
- 報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める。
- 報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する。
- 学校の安全配慮義務に違反や瑕疵（かし）が認められるような場合は、率直に記載すべきである。
- ・調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用について
  - 調査主体は、調査結果を美波町教育委員会に報告する。
  - 調査の目標・目的に照らし、今後の自殺予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である。
  - 当該校の教職員、同地域の学校の教職員で、報告書を共有し、自殺予防への課題等、報告書の内容について共通理解を図る。
  - 報告書について、例えば都道府県レベルで域内のものを収集・検証するなどし、より広範囲で、今後の自殺予防に役立てていく観点が重要である。
  - いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法及び国の「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣）に基づき、重大事態として発生を報告した事案について、調査結果を報告することが必要である。このため、美波町教育委員会を通じて美波町長長へ調査結果について報告する
  - この報告の際、遺族が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて美波町長等に送付する。

**【参考】学校いじめ対策組織の構成員**

- (1) 外部人材には、スクールカウンセラー，学校評議委員，青少年補導センター職員，少年補導職員，警察経験者（スクールサポーター），学校医等が考えられます。  
※ 学校いじめ対策組織の構成員に外部人材の方になっていただく場合，事前に了承を得る必要があります。異動等も考慮し前年度中に確認をするようにしてください。
- (2) 調査を行うための第三者（専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者）組織には，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，精神科医，学識経験者などが考えられます。学校の状況に応じた人選をしてください。